

第二百二条 金融商品取引業者の役員（当該金融商品取引業者が外国法人である場合には、国内における代表者及び国内に設ける営業所又は事務所に駐在する役員。以下この項において同じ。）若しくは職員、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第一項に規定する公益法人金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）若しくは職員又は外国金融商品取引所の国内における代表者（国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。）若しくは職員が、その職務（金融商品取引業者の役員若しくは職員にあつては、第七十九条の五十第一項の規定により投資者保護基金の委託を受けた金融商品取引業者の業務に係る職務に限る。）に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、これを没収する。その全部又は一部を没収ことができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第一百三条の二 前条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第三項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第二百四条 第七十二条（第七十九条又は第七十九条の十四で準用する場合を含む。）、第七十七条の二
第七項若しくは第八項（これらの規定を第七十七条の三第四項、第七十八条の七又は第七十八条の八第
四項で準用する場合を含む。）、第七十九条の四十七、第八十七条の八又は第一百五十六条の八の規定に
違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、
又はこれを併科する。

一 第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第
四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を
含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第六項（第二十三条の十二第三
項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用す
る第十五条第二項から第四項まで、第二十三条第二項（第二十三条の十二第五項において準用し、及

びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十二条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の一第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十七条の十第八項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定又は第二十七条の十第十一項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三 第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四 第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の一第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の一第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第一百

九十三条の二第五項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項又は第二百七十七条第一号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第三十条の三（第六十四条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）又は第八十五条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八 第三十一条の二第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者

九 第三十二条（第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

十 第三十七条第一項又は第六十六条の十第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

十一 第三十七条第二項又は第六十六条の十第二項の規定に違反した者

十二 第三十七条の三第一項、第三十七条の四第一項若しくは第三十七条の五第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項若しくは第三十七条の五第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十三 第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第一百二条の二第三項、第一百六条の二第三項（第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）又は第一百六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十五 第六十七条の十八の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十六 第八十六条第二項の規定に違反した者

十七 第百二条の三第一項又は第一百六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

十八 第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十九 第百六十三条若しくは第一百六十五条の二第一項若しくは第二項の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第一百六十四条第五項若しくは第一百六十五条の二第十項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

二十 第百六十五条、第一百六十五条の二第十五項又は第一百六十九条の規定に違反した者
二百五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項若しくは第三項、第三十二条の三（第三十二条の四において準用する場合を含む。）、第三十三条の六第一項若しくは第三項、第三十五条第三項若しくは第六項、第五十条第一項、第六十条の五、第六十三条第三項、第六十三条の二第二項、第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十四条の四（第六十六条の二十五において準用す

る場合を含む。）、第六十六条の五第一項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第七十九条の二十七第四項又は第一百六条の三第五項（第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十一条の三、第四十三条の四第一項、第六十六条の六又は第一百九十四条の規定に違反した者

三 第三十一条の四第一項から第三項までの規定に違反した者

四 第三十六条の二第一項又は第六十六条の八第一項の規定に違反した者

五 第三十六条の二第二項又は第六十六条の八第二項の規定に違反して、第三十六条の二第一項又は第六十六条の八第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

六 第四十六条の三第三項（第六十条の六において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第二項の規定による命令に違反した者

七 第五十条の二第十項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録を

し、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

八 第五十六条の四第三項又は第四項の規定に違反した者

九 第七十九条の三第一項後段の規定に違反した者

十 第七十九条の十六に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第七十九条の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

十二 第七十九条の五十二第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十三 第七十九条の五十三第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

十四 第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十五 第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二百五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第百七十七条第一号の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して、陳述をせず、虚

偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第百八十五条第一項の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者

三 第百八十五条第二項又は第一百八十五条の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

四 第百八十五条の二第二項の規定による物件の所持人に対する処分に違反して物件を提出しない者

五 第百八十五条の四第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第一百六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした認可金融商品取引業協会、

第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会、投資者保護基金、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十四条の七第四項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十七条の八第

- 二項、第六十七条の十二、第八十七条の三第一項、第一百五条第一項、第一百六条の二十四又は第一百四十
九条第一項（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 二 第六十七条の八第三項前段、第六十七条の十三、第一百二十一條、第一百二十六条第一項、第一百四十九
条第二項前段（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第一百五十三条の二又は第一百五十
五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第六十七条の十四又は第一百二十五条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第六十七条の十五第一項、第六十七条の十七第一項、第一百二十七条第一項又は第一百二十九条第一項
の規定による命令に違反したとき。
- 五 第七十九条の五十五第四項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽
の報告をしたとき。
- 六 第百二十二条第一項（第一百二十三条において準用する場合を含む。）又は第一百二十四条第一項若し
くは第三項の規定に違反して上場したとき。
- 七 第百二十六条第二項の規定に違反して上場を廃止したとき。

八 第百五十六条の六第三項又は第一百五十六条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第百五十六条の十二の規定に違反したとき。

十 第百五十六条の一十七第二項又は第一百五十六条の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百九十七条 七億円以下の罰金刑

二 第百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。） 五億円以下の罰金刑

三 第百九十八条の三から第一百九十八条の五まで 三億円以下の罰金刑

四 第百九十八条の六（第八号、第九号、第十二号及び第十三号を除く。）又は第一百九十九条 二億円

以下の罰金刑

五 第二百条（第十七号及び第十九号を除く。）又は第二百一条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで 一億円以下の罰金刑

六 第百九十八条（第五号及び第八号を除く。）、第一百九十八条の六第八号、第九号、第十二号若しくは第十三号、第二百条第十七号若しくは第十九号、第二百一条（第一号、第二号、第四号、第六号及び第九号から第十一号までを除く。）、第二百五条、第二百五条の二（第十四号及び第十五号を除く。）又は前条（第五号を除く。）各本条の罰金刑

2 前項の規定により第一百九十七条又は第一百九十七条の一（第十一号及び第十二号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百七条の二 第百九十七条の二第十二号、第一百九十八条第五号又は第二百三十三条第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

第二百七条の三 認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人又は金融商品取引所持株会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮会計参与、仮監査役及び仮執行役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一 第七十三条又は第一百五十二条（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

二 第百一条の八に規定する資本準備金の額を計上しなかつたとき。

三 第百一条の十第一項又は第四項の規定による通知をしなかつたとき。

四 第百一条の二十第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

五 第百二十三条の三十一第一項又は第一百五十三条の十六第一項の規定に違反して、議事録を備え置かなかつたとき。

六 第百五条の五第一項の規定に違反して、自主規制委員の過半数を社外取締役に選定しなかつたとき。

七 第百五条の十八の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

第二百七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第五十条の二第十項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して、同条の調査を求めなかつた者

二 第五十条の二第十項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正當な理由がないのに、第五十条の二第十項において準用する会社法第九百五十一條第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者は

四 正當な理由がないのに、第一百一条の三十一第二項又は第一百五条の十六第二項若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する閲覧又は謄写を拒んだ者は

第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の代表者若しくは役員、

金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者若しくは取引所取引許可業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一 第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十四条の四（第五十九条の六において準用する場合を含む。）、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第一百十九条第一項若しくは第四項又は第一百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二 第二十四条の四の二第一項（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確

認書又は第二十四条の四の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正確認書を提出しなかつたとき。

三 第三十一条の二第四項の規定による命令に違反して供託しなかつたとき。

四 第三十一条の四第四項、第六十四条の七第五項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十七条の八第三項後段、第六十七条の十六、第七十七条の六第三項、第一百五条第二項、第一百二十条、第一百二十八条、第一百三十四条第二項、第一百三十五条第二項、第一百四十九条第二項後段（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）又は第一百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

五 第四十条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

六 第四十六条の五、第四十八条の三又は第四十九条の四の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

七 第四十九条の五の規定又は第五十六条の三の規定による命令に違反して資産を国内において保有していないとき。

八 第五十一条、第五十一条の二、第五十三条第一項、第六十条の八第一項、第六十六条の二十第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第一百五十六条の十六又は第一百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第六十条の八第一項及び第六十六条の二十第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

九 第六十七条の十八又は第七十八条の三の規定に違反して、報告を怠つたとき。

十 第六十七条の十九、第七十八条の四又は第一百三十条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

十一 第六十七条の二十、第七十八条の五、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第一百三十一条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

十二 第六十八条第六項又は第七十八条の二第二項の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

十三 第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

十四 第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十五 第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十六 第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十七 第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十八 第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十九 金融商品会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し虚偽の申述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

二十 第八十八条の十一（第一百二条の六において準用する場合を含む。）、第一百一条の二第一項、第一百一条の五第一項、第一百三十九条の三第一項、第一百三十九条の四第一項若しくは第八項、第一百三十九条の五第一項、第一百三十九条の六第四項、第一百三十九条の七第一項、第一百三十九条の十三第二項、第一百三十九条の十四第一項又は第一百三十九条の二十一第二項の規定に違反してこれらの規定に定める書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載若しくは記録をし

たとき。

二十一 第百条の十二第一項若しくは第二項（これらの規定を第百一条の三十六において準用する場合を含む。）、第百条の十四第一項（第百二条の三十六において準用する場合を含む。）、第百一条の四第二項（第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項又は第百三十九条の五第五項において準用する場合を含む。）、第百三十九条の三第九項、第百三十九条の十第一項、第百三十九条の十二第二項（第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）、第百三十九条の十六第一項又はこの法律において準用する会社法の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二十二 第百条の七第二項又は第百条の十四第一項（これらの規定を第百二条の三十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

二十三 第百条の十七第一項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して金融商品会員制法人の財産を分配したとき。

二十四 第百一条の一の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十五 第百一条の三第二項、第一百一条の五第二項、第一百三十九条の三第二項、第一百三十九条の四第九項、第一百三十九条の五第二項、第一百三十九条の六第五項、第一百三十九条の七第二項、第一百三十九条の十三第三項、第一百三十九条の十四第二項又は第一百三十九条の二十一第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが開覧又は謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

二十六 第百一条の四（第一百三十九条の三第五項、第一百三十九条の四第四項及び第一百三十九条の五第五項において準用する場合を含む。）又は第一百三十九条の十二（第一百三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して会員金融商品取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十七 この法律に定める登記（第一百一条の二十第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

二百八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第七十九条の二十三第二項の規定に違反した者

一一 第百六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第百六十二条の二の規定による内閣府令に違反した者

第二百八条の三 第八十八条第三項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十三条の十二第一項若しくは第三項又は第二十三条の十四第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十三条の十二第二項若しくは第四項又は第二十三条の十四第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面の交付をしなかつた者

三 第二十四条の四の二第五項（第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第六条の規定による確認書の写し又は第二十四条の四の三第二項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第六条の規定による訂正確認書の写しを提出しなかつた者

四 第二十四条の四の八第一項若しくは第二十四条の五の一第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の四の二第一項（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確認書又は第二十四条の四の八第二項若しくは第二十四条の五の一第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の四の三第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正確認書を提出しなかつた者

五 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類（第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類に限る。）の写しを公衆の縦覧に供しない者

六 第二十七条の二十四の規定に違反して、通知書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない通知書若しくは虚偽の記載をした通知書を交付した者

七 第六十条の四第二項又は第六十五条第二項の規定による命令に違反した者

八 第六十二条第一項若しくは第六十五条第二項若しくは第七十九条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の

届出をした者

九 第六十二条第二項又は第一百八十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十 第七十九条の十五の規定に違反した者

十一 第百八十七条第一号の規定による関係人又は参考人に対する処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

十二 第百八十七条第二号の規定による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

十三 第百八十七条第二号の規定による物件の所持者に対する処分に違反して、物件を提出しない者

第二百十条に見出しとして「(質問、検査又は領置等)」を付し、同条第一項中「有価証券指數等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」を「デリバティブ取引等」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第二百十一条に見出しとして「(臨検、搜索又は差押え)」を付し、同条第二項から第五項までに項番

号を付する。

第二百十一条の二に見出しつとして「(通信事務を行う者に対する差押え)」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第一百十二条に見出しつとして「(臨検、捜索又は差押えの夜間執行の制限)」を付し、同条第一項に項番号を付する。

第二百十三条に見出しつとして「(許可状の提示)」を付する。

第一百十四条に見出しつとして「(身分の証明)」を付する。

第一百十五条に見出しつとして「(臨検、捜索又は差押えに際しての必要な処分)」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第一百十六条に見出しつとして「(処分中の出入りの禁止)」を付する。

第一百十七条に見出しつとして「(責任者等の立会い)」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第一百十八条に見出しつとして「(警察官の援助)」を付する。

第一百十九条に見出しどして「（調書の作成）」を付する。

第一百二十条に見出しどして「（領置目録又は差押目録）」を付する。

第一百二十二条に見出しどして「（領置物件又は差押物件の処置）」を付する。

第一百二十二条に見出しどして「（領置物件又は差押物件の返還等）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第一百二十三条に見出しどして「（委員会への報告）」を付する。

第一百二十四条に見出しどして「（財務局等職員の犯則調査）」を付し、同条第二項から第五項までに項番号を付する。

第一百一十五条に見出しどして「（管轄区域外における職務の執行）」を付する。

第一百一十六条に見出しどして「（委員会の告発等）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第一百一十七条に見出しどして「（不服申立ての制限）」を付する。

（金融商品取引法の一部改正）

第四条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。

目次中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

第五十六条の四第一項、第六十四条の七第一項及び第六十六条の四第五号中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

第四章第二節の節名を次のように改める。

第二節 認定金融商品取引業協会

第七十八条の見出しを「（認定金融商品取引業協会の認定）」に改め、同条第一項中「金融商品取引業者が民法第三十四条の規定により設立した法人」を「金融商品取引業者が設立した一般社団法人」に改め、同条第二項中「法人」を「一般社団法人」に、「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

第七十八条の二第一項中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に、「公益協会」を「認定協会」に改め、同条第二項中「公益協会」を「認定協会」に改め、同条第三項中「公益協会」を「認定協会」に、「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

第七十八条の三の見出しを「（認定協会への報告）」に改め、同条中「公益協会」を「認定協会」に改める。

第七十八条の四から第七十八条の六までの規定中「公益協会」を「認定協会」に改める。

第七十八条の七の見出しを「（認定協会によるあつせん）」に改め、同条中「公益協会」を「認定協会」に改める。

第七十八条の八第一項中「公益協会」を「認定協会」に改め、同条第二項第二号及び第三号中「民法第七十一条の規定により設立の許可」を「第七十九条の六第二項の規定により認定」に改め、同条第四項中「公益協会」を「認定協会」に改める。

第七十九条中「公益協会」を「認定協会」に改める。

第七十九条の二中「公益協会は」を「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第号）第十一條第一項各号に掲げる事項及び第七十八条第一項第一号に規定する定款の定めのほか、認定協会は」に、「公益協会の」を「認定協会の」に改める。

第七十九条の三から第七十九条の五までの規定中「公益協会」を「認定協会」に改める。

第七十九条の六の見出しを「（認定協会に対する監督命令）」に改め、同条中「公益協会」を「認定協会」に改める。

第七十九条の七第一項中「公益協会」を「認定協会」に改める。

第七十九条の五十第一項中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

第八十九条の二第一項中「登記は」の下に「その主たる事務所の所在地において」を加え、同条第三項を削る。

第八十九条の三から第八十九条の五までを次のように改める。

（従たる事務所の所在地における登記）

第八十九条の三 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 金融商品会員制法人の設立に際して従たる事務所を設けた場合 主たる事務所の設立の登記をした日から二週間以内

二 金融商品会員制法人の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記については、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（事務所の移転の登記）

第八十九条の四 金融商品会員制法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、一週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第八十九条の二第二項各号に

掲げる事項を登記しなければならない。

- 2 金融商品会員制法人がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（変更の登記）

- 第八十九条の五 金融商品会員制法人において第八十九条の二第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。
- 2 第八十九条の二第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

第八十九条の六中「及び従たる事務所の所在地」を削る。

第八十九条の八を次のように改める。

(設立の登記の申請)

第八十九条の八 金融商品会員制法人の設立の登記は、金融商品会員制法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 金融商品会員制法人の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の払込みがあつたこと及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

第八十九条の九を削る。

第九十条の見出しを「(商業登記法の準用)」に改め、同条中「並びに会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)」を削り、「商業登記法第十七条第二項第一号」を「同法第十七条第二項第一号」に改め、「同法第五十三条规定中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において金融商品取引法第八十九条の二第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、会社法第九百三十七条第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにつきにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは「主

たる事務所及び従たる事務所」とを削る。

第一百条の三を次のように改める。

(解散登記の期間)

第一百条の三 第百条第一項（第三号及び第五号を除く。）の規定により金融商品会員制法人が解散したときは、一週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

第一百二条の九第三項を削る。

第一百二条の十中「第八十九条の九まで」を「第八十九条の八まで」に、「第八十九条の五及び第八十九条の九」を「及び第八十九条の五」に改める。

第一百二条の十一の見出しを「（商業登記法の準用）」に改め、同条中「並びに会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）」を削り、「商業登記法第十七条第二項第一号」を「同法第十七条第二項第一号」に改め、「同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において金融商品取引法第二百二条の九第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、会社法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に

掲げる事項についての登記がされているときには、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」とを削る。

第一百二条の三十六中「合併及び破産手続開始の決定による解散」とあるのは「破産手続開始の決定による解散」を「第一百条第一項（第三号及び第五号を除く。）」とあるのは「第一百一条の三十五（第四号を除く。）」に改める。

第一百八十八条、第一百九十四条の五第二項、第一百九十四条の七第二項第五号、第一百九十八条の五、第一百九十九条、第二百三条第一項、第二百六条及び第二百八条中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第五条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

〔第一章 委託者指図型投資信託〕

第一節 通則（第三条—第五条の二）

第二節 投資信託委託業者

第一款 認可等（第六条—第十条の三）

第一款の二 主要株主（第十条の四—第十条の七）

第二款 業務

第一目 通則（第十一条—第十二条の三）

第二目 投資信託委託業（第十四条—第三十四条）

第三目 投資法人資産運用業（第三十四条の二—第三十四条の九）

第四目 その他の業務（第三十四条の十一—第三十四条の十五）

第三款 経理（第三十五条—第三十七条）

第四款 監督（第三十八条—第四十五条）

第五款 雜則（第四十六条—第四十九条）

第二章 委託者非指図型投資信託（第四十九条の二—第四十九条の十三）

第三章 投資信託協会（第五十条—第五十七条）

日次中

「第一章 委託
第二章 委託
第三章 外国

第四章 外国投資信託（第五十八条—第六十条）

」

者指図型投資信託（第三条—第四十六条）

者非指図型投資信託（第四十七条—第五十七条）に、「第一百三十九条の十一」を「第一百三十九条の十
投資信託（第五十八条—第六十条）」

三）に、「第二百五十四条」を「第二百五十二条」に改める。

第二条第四項から第六項までを次のように改める。

4 この法律において「証券投資信託」とは、委託者指図型投資信託のうち主として有価証券（金融商品
取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲
げる権利を除く。第七条及び第四十八条において同じ。）に対する投資として運用すること（同法第二
十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引のうち政令で定めるものを行うことを含
む。第七条及び第四十八条において同じ。）を目的とするものであつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二
項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

6 この法律において「デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

第二条第七項から第十一項までを削り、同条第十二項を同条第七項とし、同条第十三項を同条第八項とし、同条第十四項中「証券取引法第二条第三項第一号の」を「金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 この法律において「投資信託委託会社」とは、委託者指図型投資信託の委託者である金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限り、信託会社を除く。）をいう。第二百八条第二項第二号を除き、以下同じ。）をいう。

第二条第十六項から第十八項までを削り、同条第十九項を同条第十二項とし、同条第二十項から第二十四項までを七項ずつ繰り上げ、同条第二十五項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 この法律において「資産運用会社」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を

行う金融商品取引業者をいう。

第二条第二十六項を同条第二十項とし、同条第一十七項から第二十九項までを六項ずつ繰り上げる。

第二編を次のように改める。

第二編 投資信託制度

第一章 委託者指図型投資信託

(委託者指図型投資信託の委託者及び受託者)

第三条 委託者指図型投資信託契約（以下この章において「投資信託契約」という。）は、一の金融商品取引業者（次の各号に掲げる投資信託契約にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者）を委託者とし、一の信託会社等（信託会社又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）をいう。次章、第二百二十三条の三第四項及び第一百四十九条を除き、以下同じ。）を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。

一 投資の対象とする資産に不動産（建物又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第

二条第一号に規定する宅地をいう。次号、第六十六条第三項第一号イ及びロ、第一百九十九条第一号及び第二号並びに第二百二十四条の二において同じ。）が含まれる投資信託契約 同法第三条第一項の免許を受けている金融商品取引業者

二 委託者指図型投資信託の信託財産（以下この章において「投資信託財産」という。）を中心として不動産に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約 宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けている金融商品取引業者

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める投資信託契約 政令で定める金融商品取引業者
(投資信託契約の締結)

第四条 金融商品取引業者は、投資信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託約款（以下この章において「投資信託約款」という。）の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 投資信託約款においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 委託者及び受託者の商号又は名称

- 二 受益者に関する事項
- 三 委託者及び受託者としての業務に関する事項
- 四 信託の元本の額に関する事項
- 五 受益証券に関する事項
- 六 信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項（投資の対象とする資産の種類を含む。）
- 七 投資信託財産の評価の方法、基準及び基準日に関する事項
- 八 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項
- 九 信託契約期間、その延長及び信託契約期間中の解約に関する事項
- 十 信託の計算期間に関する事項
- 十一 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項
- 十二 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別
- 十三 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、その借入金の限度額に関する事項

十四 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所

十五 前号の場合における委託に係る費用

十六 投資信託約款の変更に関する事項

十七 委託者における公告の方法

十八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 前項第十号の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。

4 第二項各号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。

(投資信託約款の内容等を記載した書面の交付)

第五条 金融商品取引業者は、その締結する投資信託契約に係る受益証券を取得しようとする者に対し
て、当該投資信託契約に係る投資信託約款の内容その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付し
なければならない。ただし、金融商品取引法第二条第十項に規定する申論見書に当該書面に記載すべき
事項が記載されている場合その他受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合

は、この限りでない。

2 金融商品取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該受益証券を取得しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができ
る。この場合において、当該金融商品取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(受益証券)

第六条 委託者指図型投資信託の受益権は、均等に分割し、その分割された受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。

2 委託者指図型投資信託の分割された受益権の譲渡及び行使は、記名式の受益証券をもつて表示されるものを除くほか、受益証券をもつてしなければならない。

3 委託者指図型投資信託の受益者は、信託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益権の口数に応じて均等の権利を有するものとする。

4 受益証券は、無記名式とする。ただし、受益者の請求により記名式とすることができる。

5 記名式の受益証券は、受益者の請求により無記名式とすることができます。

6 委託者指図型投資信託の受益証券には、次に掲げる事項及び当該受益証券の番号を記載し、委託者の代表者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 委託者及び受託者の商号又は名称

二 受益権の口数

三 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び受益権の総口数

四 信託契約期間

五 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

六 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期

七 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

八 元本の追加信託ができる委託者指図型投資信託の受益証券については、追加信託をすることができる元本の限度額

九 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者がその運用の指図に係る権

限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所

十 前号の場合における委託に係る費用

十一 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

7 信託法（平成十八年法律第 号）第八章（第百八十五条、第百八十七条、第百九十二条、第百九十五条第二項、第二百条第二項、第二百二条第四項、第二百六条、第二百七条、第二百九条、第二百十条、第二百十二条、第二百十四条及び第二百十五条を除く。）の規定は、委託者指図型投資信託について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第百八十六条、第百八十八条、第百八十九条第一項、第三項及び第四項、第百九十条第一項から第三項まで、第百九十三条、第百九十七条第一項から第三項まで、第百九十八条第一項、第二百一条第一項、第二百二条第一項から第三項まで、第二百四条、第二百五条並びに第二百八条第一項から第四項まで及び第六项中「受託者」とあるのは「委託者」と、同法第百八十九条第四項及び第一百九十二条第一項から第五項まで、「官報に公告しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同法第一百九十条第二項中「委託者」とあるのは「受託者」と、同法第一百九十二条第一項及び第三項並びに第二百二条第一項中「受託者が」とあるのは

「委託者又は受託者が」と、「受託者に」とあるのは「委託者に」と、同法第百九十五条第四項中「受託者」とあるのは「委託者又は受託者」と、同法第百九十四条中「受益証券発行信託の受益権（第百八十五条第二項の定めのある受益権を除く。）」とあるのは「記名式の受益証券が発行されている受益権」と、同法第百九十五条第一項及び第一百条第一項中「受託者」とあるのは「委託者及び受託者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（証券投資信託以外の有価証券投資を目的とする信託の禁止）

第七条 何人も、証券投資信託を除くほか、信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、又は信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託をしてはならない。ただし、同法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託以外の信託であつて信託の受益権を分割して複数の者に取得させることを目的としないものについては、この限りでない。

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止等）

第八条 委託者指図型投資信託（証券投資信託であつて受益者の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）は、金銭信託でなければならない。

2 信託法第二百五十一条の規定にかかわらず、委託者指図型投資信託の信託財産と委託者指図型投資信託以外の信託の信託財産を一の新たな信託の信託財産とすることはできない。

3 信託法第六章第三節及び第九章の規定は、委託者指図型投資信託については、適用しない。

（運用の指図の制限）

第九条 投資信託委託会社は、同一の法人の発行する株式を、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもつて取得することを当該投資信託財産の受託者である信託会社等（以下「受託会社」という。）に指図してはならない。

- 一 その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次号、第十一条第一項、第一百四十四条各号及び第二百一条第一項において同じ。）の総数
- 一 当該株式に係る議決権の総数に内閣府令で定める率を乗じて得た数

(議決権等の指図行使)

第十条 投資信託財産として有する有価証券に係る議決権並びに会社法第百六十六条第一項、第二百二十二条及び第四百六十九条第一項の規定に基づく株主の権利、同法第八百一十八条第一項の規定に基づき同項第一号及び第三号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これらに準ずる株主の権利で内閣府令で定めるもの（投資主、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。次項において「優先出資法」という。）に基づく優先出資者その他政令で定める者の権利でこれらに類する権利として政令で定めるものを含む。）の行使については、投資信託委託会社がその指図を行うものとする。

2 投資信託財産として有する株式（投資口、優先出資法に規定する優先出資その他政令で定める権利を含む。）に係る議決権の行使については、会社法第三百十条第五項（第九十四条第一項、優先出資法第四十条第二項その他政令で定める規定において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(特定資産の価格等の調査)

第十一条 投資信託委託会社は、運用の指図を行う投資信託財産について特定資産（金融商品取引法第一

条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている有価証券その他の内閣府令で定める資産（以下「指定資産」という。）を除く。）の取得又は譲渡その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資信託委託会社、その利害関係人等（当該投資信託委託会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該投資信託委託会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。第十三条第一項第二号及び第三号において同じ。）及び受託会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他内閣府令で定める事項を調査させなければならない。

2 前項の場合において、その調査する資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査しなければならない。

（運用の指図に係る権限の委託）

第十二条 投資信託委託会社は、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、当該指図に係る権限の全部を、第一条第一項に規定する政令で定める者その他の者に対し、委託してはならない。

2 投資信託委託会社がその運用の指図を行う特定の投資信託財産について、当該指図に係る権限の全部

又は一部を委託した場合における前三条の規定の適用については、これらの規定中「投資信託委託会社」とあるのは、「投資信託委託会社（当該投資信託委託会社からその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者を含む。）」とする。

（利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付）

第十三条 投資信託委託会社は、次の各号に掲げる取引が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を、当該各号に定める投資信託財産に係るすべての受益者（政令で定める者を含む。）に対して交付しなければならない。ただし、当該投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われたものである場合には、当該各号に定める投資信託財産に係る知れている受益者（政令で定める者を含む。）に対して交付しなければならない。

一 自己の計算で行つた特定資産（不動産その他他の政令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の売買その他の政令で定める取引 当該特定資産と同種の資産を投資の対象とする委託者指図型投資信託に係る投資信託財産

二 運用の指図を行う投資信託財産と自己又はその取締役若しくは執行役、運用の指図を行う他の投資信託財産（当該投資信託委託会社が資産運用会社である場合にあつては、資産の運用を行う投資法人を含む。次号において同じ。）、利害関係人等その他の政令で定める者との間における特定資産の売買その他の政令で定める取引 当該運用の指図を行う投資信託財産及び当該特定資産と同種の資産を投資の対象とする委託者指図型投資信託に係る他の投資信託財産

三 前号に掲げるもののほか、運用の指図を行う投資信託財産と自己又はその取締役若しくは執行役、運用の指図を行う他の投資信託財産、利害関係人等その他の政令で定める者との間における特定資産（指定資産及び内閣府令で定めるものを除く。）の売買その他の政令で定める取引 当該運用の指図を行ふ投資信託財産

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第一項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「受益者」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われるものであつて投資信託約款において第一項の書面を交付しない旨を定めている場合

には、適用しない。

(運用報告書の交付等)

第十四条 投資信託委託会社は、その運用の指図を行う投資信託財産について、内閣府令で定めるところにより、当該投資信託財産の計算期間の末日（内閣府令で定める投資信託財産にあつては、内閣府令で定める期日。第二号において「作成期日」という。）ごとに、運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知っている受益者に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものであつて、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合

一 受益者の同居者が確実に当該運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該受益者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその作成期日までに同意している場合（当該作成期日までに当該受益者から当該運用報告書の交付の請求があつた場合を除く。）

二 前二号に掲げる場合のほか、運用報告書を受益者に交付しなくとも受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合